

小樽市基幹相談支援センター業務公募型企画競争の公告について

小樽市基幹相談支援センター業務委託に係る公募型企画競争を、下記のとおり実施します。

小樽市長 迫 俊 哉



記

- 1 委託業務名 小樽市基幹相談支援センター業務
- 2 業務内容 別紙. 小樽市基幹相談支援センター業務委託公募型プロポーザル応募要領のとおり
- 3 履行期間 契約締結日から令和10年3月31日（金）まで
- 4 参加条件
 - (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19及び第51条の20の規定により、一般相談支援事業者又は特定相談支援事業者の指定を受けていること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。
 - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。
 - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。
 - (3) 小樽市内に（1）に規定する一般又は特定相談支援事業所を有している法人であること。
 - (4) 小樽市税に滞納がないこと。
 - (5) 消費税及び地方消費税に未納がないこと。
 - (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
 - (7) 現に、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。この場合において国及び他の地方公共団体において指名停止を受けている場合も、参加資格はないものとする。
- 5 企画提案書提出期限 令和7年1月6日（月）午後5時20分（必着）
- 6 その他

参加を希望する事業者は、小樽市ホームページにある小樽市基幹相談支援センター業務委託公募型プロポーザル応募要領に従ってください。

※小樽市ホームページ <http://www.city.otaru.lg.jp/>

以上